

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 380,000 千円

(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,591,151 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社 会 福 祉	障 害 者 自 立 支 援 施 行 事 業 費	673,336	503,807			43,978	125,551
	重度心身障害者等医療費支給事業費	107,344	37,034		2	18,239	52,069
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	503,685	84,422		5,869	107,241	306,153
	子 育 て 支 援 医 療 費 支 給 事 業	122,648	30,600		339	23,791	67,918
	児 童 手 当 支 給 費	467,821	423,720			11,440	32,661
	ひ と り 親 家 庭 等 医 療 費 支 給 事 業 費	18,766	8,250		1	2,728	7,787
社 会 保 険	介 護 保 険 事 業 （ 繰 出 金 ）	457,959	20,103			113,587	324,269
保 健 衛 生	母 子 保 健 事 業	25,092	2,242			5,928	16,922
	保 健 事 業	94,473	2,516		2,333	23,250	66,374
	予 防 接 種 費	120,027	5,082			29,819	85,126
合 計		2,591,151	1,117,776	0	8,544	380,000	1,084,831

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。